

# 相続後名義変更チェックリスト

預貯金



預入金融機関へ行く

相続税の申告は  
相続開始後10ヶ月以内  
に行わなければならない

- 金融機関の定める手続き書類
- 通帳・証書・各種カード・届出印
- 被相続人(故人)の戸籍謄本  
(出生から死亡時まですべてのもの=改製原戸籍と除籍謄本)
- すべての相続人の 戸籍謄本
- 遺産分割協議書 すべての相続人の 印鑑証明書

相続人が海外に住んでいると印鑑証明書がないため在外公館でサイン(拇印)証明を受ける手続きが必要になります。この場合、あらかじめ遺産分割協議書を海外に送付しておく必要があり、手続きに時間がかかり面倒です。

生命保険



保険会社に電話する

- 保険会社に
  - 保険証券の番号
  - 故人の氏名(被保険者)
  - 死亡日
  - 死因(事故や病気など)
  - 死亡保険金受取人の氏名と連絡先
  - 連絡した人の氏名(被保険者の続柄と連絡先)
  - 死亡時の入院や手術の有無

↳ 保険会社より書類が届く

- 保険会社の請求書 …… 受取人が記入する
- 保険証券 …… 万が一紛失されている場合、紛失届
- 死亡診断書 …… 医師が発行する死亡診断書(または死体検案書)
- 本人確認書類 …… 運転免許証・パスポート・健康保険証  
いずれのコピー

↳ 上記書類を提出 ※保険会社により異なる場合があります。